

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 地域密着型通所介護の創設

『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の施行に伴う、介護保険法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、平成 28 年 4 月 1 日から通所介護事業所のうち定員 19 人未満(予定)の小規模な事業所が、地域密着型サービスへ移行される。

これに伴い、第 4 条の 2（特例地域密着型介護サービス費の額）の対象項目に「地域密着型通所介護」等を加える。

改正後の項目	改正前の項目
・ <u>地域密着型通所介護</u> ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ <u>複合型サービス</u>（看護小規模多機能型居宅介護）	・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 介護予防・日常生活支援総合事業の開始等に係る規定整備

1 と同様の改正により、墨田区では平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、第 7 条（特例介護予防サービス費の額）の対象項目から「介護予防通所介護」を削除するほか所要の規定整備を行う。

3 介護保険料の徴収猶予及び減免申請時の個人番号の記載等

（1）個人番号の記載

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の施行に伴い、第 2 0 条（保険料の徴収猶予）及び第 2 1 条（保険料の減免）の申請の際に、第 1 号被保険者及び生計維持者について個人番号を記載することとする。

（2）介護保険料の減免申請期限の延長

第 2 1 条（保険料の減免）の保険料の減額又は免除を受けようとするときに、次に掲げる期日まで申請期限を延長することとする。

改正案	現 行
納付方法にかかわらず、減免を受けようとする月の末日まで	普通徴収：納期限前 7 日まで 特別徴収：特別徴収対象年金支払月の前前月の 1 5 日まで

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日とする。

5 経過措置

上記 1 及び 2 は、平成 28 年 4 月 1 日以後に行う保険給付から適用とし、同日前の保険給付は従前のとおりとする。

上記 2 については、区外居住者で当該区市町村が 総合事業を実施していない場合には、改正前の第 7 条の規定が効力を有する。